

五所川原市遊びの広場遊具整備業務仕様書

1 目的

五所川原市では、立佞武多の館（市民が誇る郷土の伝統文化である立佞武多の保存及び伝承を図るとともに、観光・市民交流の拠点施設として賑わいを創出し、中心市街地の活性化を促進することを目的に開館した施設。）の4階に乳幼児から中・高校生までの子どもを対象とした機能にリニューアルすることで施設の有効活用を計画している。

4階フロアの一部を「遊びの広場」と称し、0歳児から未就学児を対象とし、民間事業者の専門性や創意工夫により、魅力的で安全・安心な室内で安心して遊べる遊具を整備する。

2 業務概要

(1) 業務名

五所川原市遊びの広場遊具整備業務

(2) 業務内容

①遊具の購入

②遊具の配置（レイアウトの提案を含む）

③その他遊具に関する日常の点検方法等のマニュアル作成

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年6月30日まで

※「遊びの広場」の開設は、令和8年7月を予定

※搬入・設置については、令和8年6月中を予定

(4) 履行場所

五所川原市字大町506番地10 立佞武多の館 4階

3 遊びの広場の概要及び遊具の仕様

(1) 遊びの広場について

①面積：室面積約168.59㎡

②利用対象者：0歳から6歳までの就学前児童及びその保護者

③利用児童数：一度に10人から20人程度（見込み）

④開設時間：9時30分から17時00分（予定）

⑤運営：民間委託（予定）

⑥床：土足禁止・フロアクッション

⑦概ね0歳から2歳、3歳から6歳にエリア分け

(2) 遊具について

①遊具の要件（遊具別）

ア 滑り台（類似のものを含む）

イ クライミングウォール（壁に設置するもののほか、複合遊具または独立するものでも可）

ウ トランポリン（類似のものを含む）

エ 上記ア～ウの要件に合致する複合遊具

オ 0～2歳児向け遊具（0～2歳児専用仕切のマットやクッションを含み、その区画で遊べる遊具）

カ ブロック、積み木、おままごとなど比較的座って遊べる遊具（収納含む）

キ その他、予算の範囲内で購入できる遊具

※各遊具の個数は、提案する配置によるため、提案者の裁量によるが、(1)③の利用人数を考慮した上で、最低各1基以上を要する（ア～エは、下記の表の

個数とする)

ア～エの組合せ						ア～エの必要個数			
ア	イ	ウ	エ			ア	イ	ウ	エ※
			ア 要件	イ 要件	ウ 要件				
○	○	○	×	×	×	1	1	1	0
○	○	×	×	×	○	1	1	0	1
○	×	○	×	○	×	1	0	1	1
○	×	×	×	○	○	1	0	0	1
×	○	○	○	×	×	0	1	1	1
×	○	×	○	×	○	0	1	0	1
×	×	○	○	○	×	0	0	1	1
×	×	×	○	○	○	0	0	0	1

※組合せの「エ」において、「×」がついた機能の組み合わせの遊具の個数

【留意事項】

- ・個数が1の場合は、1基以上を要することを示すため、面積等の条件が合う場合は、複数配置しても構わない
- ・個数が0の場合は、配置の有無は自由で構わない
- ・エに関しては、ア～ウ以外の要素を有しても構わない

※ボールプール（その他類似のものを含む）は、提案不要

※ア～オは、楽しく体遊びができ、多様な遊びの提供ができる遊具であること

※カは、ゆっくり遊べ、創造力や工夫する力を育み、発達・発育に効果的な遊具であること

②遊具の要件（共通）

ア 遊具入れ替え等のため、移動が可能なもの（固定の場合は、移動が容易なもの）※一部は据置としても構わないが、許可した部分以外は、床や壁、柱に加工を施してはならない。

イ 遊具ごとに対象年齢が判断できるよう表示をすること

ウ フリーの遊び場であることに配慮した遊具とすること

エ 維持管理がしやすいよう、部材の交換、修繕が容易な構造であること

オ 交換部品の調達が容易な遊具とすること

カ 使用期間が長寿命化するよう耐久性・耐食性に優れた遊具とすること

キ 日頃の清掃業務等含むメンテナンス性や利用の安全性に考慮すること

- ク 取扱い説明書や日常におけるメンテナンス方法を示すこと
- (3) 遊具の配置及び安全性について

- ①遊具の配置について

- ア 利用者同士が相互に利用できる配置とすること
- イ 対象年齢によって、利用できる遊具が分かりやすい配置とすること
- ウ 視覚でわかるように動線を確保すること
- エ 保護者が子どもを見守りやすいような配置を考慮すること

- ②安全性について

- ア 安全な利用を確保する観点から、障害物や動線の混乱による衝突をなくすため、遊具の特性にも留意するなど、安全領域を十分確保すること
- イ 必要に応じて衝撃吸収性を有する素材を敷設すること（具体的には、ウレタンマットなどの衝撃吸収材を床面等に設置すること）
- ウ 子どもの予期しない動きに対する安全措置（落下や転倒、誤飲等に対する対策）を講じること

4 その他

- (1) 候補者の特定後、遊具等の内容について協議をし、合意の上、契約に係る仕様書を作成すること
- (2) 遊具は、履行場所において採寸等の上で、発注者へ確認の上、最終決定すること
- (3) 当該仕様書に定めのない事項については、発注者と協議の上、決定するものとする